

観光客誘致拡大事業

しまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会団体旅行助成募集要項

(趣旨)

第1条 この要項はしまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会内地域へ観光客の増大を図るため、募集型企画旅行を催行する旅行業社に対し、当協議会が予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。(交付対象期間、助成金の額及び交付条件等)

第2条 平成31年6月1日より平成32年2月29日までにツアーの催行が完了する期間とする

① 助成金

実施期間	助成金総額	協議会構成市町(12市町)
平成31年6月1日～平成32年2月29日 <u>*但し限度額に達した時点で終了</u>	300,000円	愛媛県今治市・上島町 広島県尾道市・三原市・ 竹原市・福山市・府中市・ 世羅町・三次市・庄原市・ 島根県雲南市・松江市

② 助成金対象は次の通りです。

対象	助成額	交付条件
日帰り	20,000円 (1催行)	1、募集型企画旅行に限る 2、1事業者1申請に付き日帰りは20,000円 宿泊(1泊以上は同金額)は30,000円とし、1申請者に付き日帰りは40,000円、宿泊は60,000円を限度とする。(同会社で支店営業所が異なれば申請可能) 3、発地は国内外全域で、協議会内への日帰り及び泊を伴うものとする。 4、日帰り又は宿泊、両企画とも協議会内で完結すること 5、日帰りは協議会内観光施設に2か所以上入場及び食事をとること(弁当可)。宿泊の場合は2か所以上の観光施設入場と1回は食事をとること(朝食は除く) 6、最低催行人員は20名以上とする。 7、他の助成金と重複することは構わない。
宿 泊	30,000円 (1催行)	

第3条 募集チラシ又は旅程表に「しまなみ助成(ツアー)」の表示を明記する

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、申請書をツアー出発14日前までに、実施報告書をツアー終了後の翌日から起算して14日以内に下記の書類を提出しなければならない。

- 1、申請書・実施報告書(兼請求書)
- 2、請求明細書(実施月に複数のツアーを設定した場合)
- 3、ツアーごとに参加人員を証明することができる書類(領収書、クーポン、請求書他)

(助成金の交付決定等)

第5条 協議会は、前条の申請書類を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金

の交付を決定し、申請者に支払わなければならない。

(その他)

第6条 1、 提出された申請書、実施報告書、添付資料に不正並びに著しい不備があった場合、助成金の申請を取り消す。

2、実施報告書（兼請求書）など第4条に定めた書類の提出が、提出期限を大幅に遅延した場合、助成金を交付しない場合がある。

3、天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

申請書提出先

・協議会内13市町の観光協会

今治地方観光協会、上島町観光協会、因島観光協会、尾道観光協会、三原観光協会、竹原市観光協会、福山観光コンベンション協会、府中市観光協会、世羅町観光協会、三次市観光協会、庄原市観光協会、雲南市観光協会、松江観光協会

詳細事項等の問い合わせ先（下記のいずれかにお願いします）

（一社）尾道観光協会	担当者／石原
TEL 0848-36-5495	
（一社）三原観光協会	担当者／藤原
TEL 0848-63-1481	
（一社）雲南市観光協会	担当者／内藤
TEL 0854-42-9770	